

五 保険料の拂込及びその拂込猶予期間並びに保険料の還付に関する事項

六 保険金の削減その他保険金の支拂に関する事項

七 保険契約の変更及び解除、保険契約関係者の異動及び変更並びに被保険者の年齢の錯誤に関する事項

八 還付金の支拂に関する事項

九 保険契約の復活に関する事項

十 保険契約者貸付に関する事項

十一 剰余金の分配に関する事項

十二 保険契約は、簡易生命保険郵便年金事業審議会の議を経て、郵政大臣が定める。

十三 保険契約は、官報で公示しなければならない。

十四 保険契約は、郵便局に備えて、保険契約の申込をする者の閲覧に供しなければならぬ。

(保険契約者の制限)

第十七條 保険契約者は、被保険者一人につき五万円をこえはならない。

但し、第四十六條の規定により、貸付金の弁済に代えて保険金額の減額をしたときは、この限りでない。

(保険料計算の基礎)

第十八條 保険料は、左の基礎によつて計算する。

一 昭和五年四月から昭和十年三月に至る期間の簡易生命保険経験死亡率を基礎として作成した死亡生残表。但し、保険契約者の一人に対してした行爲は、他の者に対しても、その効力を有する。

(債務の連帶)

第十九條 同一の保険契約につき保険契約者が数人あるときは、当該保険契約の一人に対してした行爲は、他の者に対するものとする。

(保険の種類)

第二十条 簡易生命保険は、終身保険及び養老保険とする。

(終身保険)

第二十一条 積立金計算の方法

第二十二条 終身保険とは、被保険者

者を保険金受取人とすることができる。この場合には、保険契約者は、國に対し保険料を支拂わなければならぬ。

(第三者の利益享受)

第十條 保険金受取人が第三者であるときは、その第三者は、当然保険契約の利益を受ける。

(保険金受取人の制限)

第十一條 被保険者の年齢が十年に満たないときは、保険契約者を保險金受取人とする。

(保険契約者又は保険金受取人の代表者)

第十二條 同一の保険契約につき保険契約者又は保険金受取人が数人あるときは、それらの者は、各代表者一人を定めなければならない。

この場合には、その代表者は、当該保険契約につき、それを他に代理するものとする。

(保険契約者の制限)

第十三條 年齢十年に満たない者を被保険者とする保険契約においては、保険契約者は、被保険者の父、母、祖父、祖母、兄又は姉でなければならぬ。(第三者を被保険者とする契約)

第十四條 第三者の死亡に因り保険金を支拂うことを定める保険契約をするには、その者の同意がなければならない。但し、その第三者が保険金受取人であるとき、又は年齢十年に満たない者であるときは、この限りでない。

(第三者的保険金受取人とする契約)

第十五條 終身保険とは、被保険者

が死亡したことに因り保険金の支拂をするものをいう。

(養老保険)

第十六條 養老保険とは、被保険者の生存中に保険期間が満了し、又はその期間の満了前に被保険者が死亡したことに因り保険金の支拂をするものをいう。

(保険金額)

第十七條 保険金額は、被保険者一人につき五万円をこえはならない。

但し、第四十六條の規定により、貸付金の弁済に代えて保険金額の減額をしたときは、この限りでない。

(無診査及び面接)

第十八條 簡易生命保険では、被保険者の身体検査を行わない。

2 保険契約の申込をしようとする者は、申込の際、被保険者となるべき者をして、郵便局の職員に面接させなければならない。

(告知義務違反による契約の解除)

第十九條 保険契約の申込の当時、保険契約者は被保険者が質問表に掲げる質問事項につき虚偽をつき、又は當該保険契約につき保険契約者の一人に対してした行爲は、他の者に対するものとする。

(解説の相手方)

第二十條 簡易生命保険では、被保険者の法定代理人を知ることができないとき、又はこれらの者の所在を知ることができないときは、保険金受取人に對する意思表示によつても、これをすることができる。

2 第二十條 第二十一條第二項に規定する一箇月の期間は、保険契約者若しくはその法定代理人又は前項の場合における保険金受取人若しくはその法定代理人を知ることができないときは、これら者の所在が知れた時から起算する。

(解説の相手方)

第二十一條 保険契約の申込の当時、保険契約者は被保険者が質問表に掲げる質問事項につき虚偽をつき、又は重大な過失に因つて事実を告げず、又は眞実でない事を告げたときは、國は、保険契約の解除をすることができる。但し、國がその事実を知り、又は過失に因つてこれを知らなかつたときは、この限りでない。

2 前項の解除権は、國が解除の原因を知つた時から一箇月間これを行わないときは消滅する。保険契約が當該保険契約の効力発生の日から三年以上継続したときも、同様とする。

(契約の成立及び効力の発生)

第二十二條 保険契約は、その申込を承諾したときは、申込の日において成立したものとみなし、且つ、その日から効力を生ずる。

(保険証書及び標準契約)

第二十三條 保険契約の申込を承諾したときは、保険証書を作成し、これを保険契約者に交付する。

てるべき額は、前條の基礎によつて、純保険料式で計算する。但し、保険料拂済保険契約及び保険契約の定めるところにより廢疾による保険料拂込の免除を受けた保険契約以外の保険契約については、その効力発生後十年を経過しない間に限り、チルメール式で計算することができる。

2 國は、被保険者が死亡した後保険契約の解除をした場合においても、保険金の支拂をする責に任せたときは、既に保険金の支拂をして、また、既に保険金の支拂をしたときは、その返還を請求することができる。但し、保険契約者に

おいて、被保険者の死の原因がその告げ又は告げなかつた事実にいたときは、その返還を請求することができないことを証明したときは、これが限りでない。

2 前項但書に規定するチルメール式計算におけるチルメール控除額は、三箇月分の保険料に相当する額をこえない額とする。

保険契約の解除をしたときは、その効力を生ずる。

2 國は、被保険者が死亡した後保険契約の解除をした場合においても、保険金の支拂をする責に任せたときは、既に保険金の支拂をして、また、既に保険金の支拂をしたときは、その返還を請求することができる。但し、保険契約者に

おいて、被保険者の死の原因がその告げ又は告げなかつた事実にいたときは、その返還を請求することができないことを証明したときは、これが限りでない。

2 前項但書に規定するチルメール式計算におけるチルメール控除額は、三箇月分の保険料に相当する額をこえない額とする。

保険契約の解除をしたときは、その効力を生ずる。

2 國は、被保険者が死亡した後保険契約の解除をした場合においても、保険金の支拂をする責に任せたときは、既に保険金の支拂をして、また、既に保険金の支拂をしたときは、その返還を請求することができる。但し、保険契約者に

おいて、被保険者の死の原因がその告げ又は告げなかつた事実にいたときは、その返還を請求することができないことを証明したときは、これが限りでない。

2 前項但書に規定するチルメール式計算におけるチルメール控除額は、三箇月分の保険料に相当する額をこえない額とする。

者が前項の規定により民事訴訟を提起したときは、審査会は、当該

(時効の中断)
第五十六條 前條第一項の審査の請求は、時効の中斷に關しては、これ

を裁判上の請求とみなす。
(審査会の権限及び組織)

第五十七條 審査会は郵政大臣の所

轄に屬し、第五十五條及び郵便年金法(昭和二十四年法律第二号)第四十條の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2 審査会は、委員十三人以内をもつて組織する。

3 前項に規定するもの外、審査会の組織に必要な事項は、政令で定める。

(審査の請求)
第五十八條 審査の請求は、審査請求書を審査会に提出して、これをするものとする。

1 請求人の氏名又は名称、生年月日及び住所

2 保険契約者、被保険者及び保険金受取人の氏名又は名称

3 証書類があるときは、これを審査請求書に添えて差し出さなければならぬ。

4 法定代理人が審査請求をするときば、審査請求書にその資格を記載する。

第五十九條 審査の請求は、審査会の取扱は、書面であるものとする。

(審査の取扱)
第六十条 審査会は、審査請求書の提出があつたときは、その謄本を作成し、郵政省簡易保険局長に送付しなければならない。

2 郵政省簡易保険局長は、前項の謄本の送付を受けたときは、弁明書を審査会に差し出さなければならぬ。

(書面審理)
第六十一条 審査会の審査は、審査請求書及び弁明書について行う。

(審査会の議事)
第六十二条 審査会の議事は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(裁決)
第六十三条 審査会は、文書をもつて裁決を行ふ。

(裁決書の記載事項)
第六十四条 審査会の裁決書には、

明する文書を添えて差し出さなければならぬ。この場合には、その代表者は、その請求に係る審査に関する事項につき、他の者を代理するものとする。

5 請求人が数人あるときは、請求人は、代表者一人を定めなければならない。この場合には、その代表者は、その請求に係る審査に関する事項につき、他の者を代理するものとする。

(請求の取下)
第五十九條 審査の請求は、審査会の裁決がある前に限り、その全部又は一部を取り下げることができるものとする。

2 前項の取扱は、書面であるものとする。

(裁決の効力発生)
第六十五条 裁決は、裁決書の正本が請求人に到達した時に、その効力を生ずる。

(却下)
第六十六条 審査の請求が審査会の権限に属しない事項についてされたときは、裁決をもつて却下する。

(再審査の請求)
第六十七条 審査会の裁決を経た事件については、更に審査会の審査を請求することができない。

(積立金の運用)
第六章 積立金の運用
第七十條 積立金は、保険契約者に貸付をする場合を除いては、審議会に詰問し、有利確実に、且つ、公共の利益のために、左の方法により運用しなければならない。

1 公共團體に対する貸付
2 國債、地方債、社債その他の有價証券の應募、引受け又は買入

第六十八條 簡易生命保険郵便年金事業審議会(以下「審議会」といふ。)は、郵政大臣の所轄に属し、その権限に属させられた事項を処理する。

2 審議会は、前項の外、郵政大臣の諮問に應じて、簡易生命保険及び郵便年金事業の經營に關する重要な事項を調査審議する。

3 審議会は、前項の事項について、関係大臣に建議することが可能である。

4 審議会の組織に関する事項は、政令で定める。

(被保険者の保健施設)
第六十九條 郵政大臣は、被保険者の健康を保持し、又はこれを増進するため必要な保健施設を設けることができる。

2 前項の保健施設に要する費用は、國の負担とする。但し、郵政大臣が特に必要があると認めたときは、命令の定めるところにより、被保険者の負担とすることができる。

3 金支拂額、還付金支拂額並びに保険料及び被保険者のために積み立ては、なお從前の例による。

4 この法律施行前の簡易生命保険契約に係る保険の種類、保険金の削減、被保険者が年齢十年に満たないで死亡した場合における保

5 郵政大臣は、この法律施行前に定する簡易生命保険及郵便年金事業委員会の議を経て第六條第一項の簡易生命保険約款を定めることができる。

左の事項を記載し、裁決に参加した委員が、これに記名押印しなければならない。

二 事実及び争点の要旨
三 裁決の理由
四 請求人及び法定代理人の氏名、又は名称及び住所

一 裁決の主文
五 裁決の取下

(裁決の効力発生)
第六十五条 裁決は、裁決書の正本が請求人に到達した時に、その効力を生ずる。

(却下)
第六十六条 審査の請求が審査会の権限に属しない事項についてされたときは、裁決をもつて却下する。

(再審査の請求)
第六十七条 審査会の裁決を経た事件については、更に審査会の審査を請求することができない。

(積立金の運用)
第六章 積立金の運用
第七十條 積立金は、保険契約者に貸付をする場合を除いては、審議会に詰問し、有利確実に、且つ、公共の利益のために、左の方法により運用しなければならない。

1 公共團體に対する貸付
2 國債、地方債、社債その他の有價証券の應募、引受け又は買入

第六十八條 簡易生命保険郵便年金事業審議会(以下「審議会」といふ。)は、郵政大臣の所轄に属し、その権限に属させられた事項を処理する。

2 審議会は、前項の外、郵政大臣の諮問に應じて、簡易生命保険及び郵便年金事業の經營に關する重要な事項を調査審議する。

3 審議会は、前項の事項について、関係大臣に建議することが可能である。

4 審議会の組織に関する事項は、政令で定める。

(被保険者の保健施設)
第六十九條 郵政大臣は、被保険者の健康を保持し、又はこれを増進するため必要な保健施設を設けることができる。

2 前項の保健施設に要する費用は、國の負担とする。但し、郵政大臣が特に必要があると認めたときは、命令の定めるところにより、被保険者の負担とすることができる。

3 金支拂額、還付金支拂額並びに保険料及び被保険者のために積み立ては、なお從前の例による。

4 この法律施行前の簡易生命保険契約に係る保険の種類、保険金の削減、被保険者が年齢十年に満たないで死亡した場合における保

5 郵政大臣は、この法律施行前に定する簡易生命保険及郵便年金事業委員会の議を経て第六條第一項の簡易生命保険約款を定めることができる。

4 審議会の組織に関する事項は、政令で定める。

第五章 被保険者の保健施設

一 裁決の主文
二 事実及び争点の要旨
三 裁決の理由
四 請求人及び法定代理人の氏名、又は名称及び住所

一 裁決の取下

(裁決の効力発生)
第六十五条 裁決は、裁決書の正本が請求人に到達した時に、その効力を生ずる。

(却下)
第六十六条 審査の請求が審査会の権限に属しない事項についてされたときは、裁決をもつて却下する。

(再審査の請求)
第六十七条 審査会の裁決を経た事件については、更に審査会の審査を請求することができない。

(積立金の運用)
第六章 積立金の運用
第七十條 積立金は、保険契約者に貸付をする場合を除いては、審議会に詰問し、有利確実に、且つ、公共の利益のために、左の方法により運用しなければならない。

1 公共團體に対する貸付
2 國債、地方債、社債その他の有價証券の應募、引受け又は買入

第六十八條 簡易生命保険郵便年金事業審議会(以下「審議会」といふ。)は、郵政大臣の所轄に属し、その権限に属させられた事項を処理する。

2 審議会は、前項の外、郵政大臣の諮問に應じて、簡易生命保険及び郵便年金事業の經營に關する重要な事項を調査審議する。

3 審議会は、前項の事項について、関係大臣に建議することが可能である。

4 審議会の組織に関する事項は、政令で定める。

(被保険者の保健施設)
第六十九條 郵政大臣は、被保険者の健康を保持し、又はこれを増進するため必要な保健施設を設けることができる。

2 前項の保健施設に要する費用は、國の負担とする。但し、郵政大臣が特に必要があると認めたときは、命令の定めるところにより、被保険者の負担とすることができる。

3 金支拂額、還付金支拂額並びに保険料及び被保険者のために積み立ては、なお從前の例による。

4 この法律施行前の簡易生命保険契約に係る保険の種類、保険金の削減、被保険者が年齢十年に満たないで死亡した場合における保

5 郵政大臣は、この法律施行前に定する簡易生命保険及郵便年金事業委員会の議を経て第六條第一項の簡易生命保険約款を定めることができる。

4 審議会の組織に関する事項は、政令で定める。

第五章 被保険者の保健施設

一 裁決の主文
二 事実及び争点の要旨
三 裁決の理由
四 請求人及び法定代理人の氏名、又は名称及び住所

一 裁決の取下

(裁決の効力発生)
第六十五条 裁決は、裁決書の正本が請求人に到達した時に、その効力を生ずる。

(却下)
第六十六条 審査の請求が審査会の権限に属しない事項についてされたときは、裁決をもつて却下する。

(再審査の請求)
第六十七条 審査会の裁決を経た事件については、更に審査会の審査を請求することができない。

(積立金の運用)
第六章 積立金の運用
第七十條 積立金は、保険契約者に貸付をする場合を除いては、審議会に詰問し、有利確実に、且つ、公共の利益のために、左の方法により運用しなければならない。

1 公共團體に対する貸付
2 國債、地方債、社債その他の有價証券の應募、引受け又は買入

第六十八條 簡易生命保険郵便年金事業審議会(以下「審議会」といふ。)は、郵政大臣の所轄に属し、その権限に属させられた事項を処理する。

2 審議会は、前項の外、郵政大臣の諮問に應じて、簡易生命保険及び郵便年金事業の經營に關する重要な事項を調査審議する。

3 審議会は、前項の事項について、関係大臣に建議することが可能である。

4 審議会の組織に関する事項は、政令で定める。

(被保険者の保健施設)
第六十九條 郵政大臣は、被保険者の健康を保持し、又はこれを増進するため必要な保健施設を設けることができる。

2 前項の保健施設に要する費用は、國の負担とする。但し、郵政大臣が特に必要があると認めたときは、命令の定めるところにより、被保険者の負担とすることができる。

3 金支拂額、還付金支拂額並びに保険料及び被保険者のために積み立ては、なお從前の例による。

4 この法律施行前の簡易生命保険契約に係る保険の種類、保険金の削減、被保険者が年齢十年に満たないで死亡した場合における保

5 郵政大臣は、この法律施行前に定する簡易生命保険及郵便年金事業委員会の議を経て第六條第一項の簡易生命保険約款を定めることができる。

4 審議会の組織に関する事項は、政令で定める。

第五章 被保険者の保健施設

一 裁決の主文
二 事実及び争点の要旨
三 裁決の理由
四 請求人及び法定代理人の氏名、又は名称及び住所

一 裁決の取下

(裁決の効力発生)
第六十五条 裁決は、裁決書の正本が請求人に到達した時に、その効力を生ずる。

(却下)
第六十六条 審査の請求が審査会の権限に属しない事項についてされたときは、裁決をもつて却下する。

(再審査の請求)
第六十七条 審査会の裁決を経た事件については、更に審査会の審査を請求することができない。

(積立金の運用)
第六章 積立金の運用
第七十條 積立金は、保険契約者に貸付をする場合を除いては、審議会に詰問し、有利確実に、且つ、公共の利益のために、左の方法により運用しなければならない。

1 公共團體に対する貸付
2 國債、地方債、社債その他の有價証券の應募、引受け又は買入

第六十八條 簡易生命保険郵便年金事業審議会(以下「審議会」といふ。)は、郵政大臣の所轄に属し、その権限に属させられた事項を処理する。

2 審議会は、前項の外、郵政大臣の諮問に應じて、簡易生命保険及び郵便年金事業の經營に關する重要な事項を調査審議する。

3 審議会は、前項の事項について、関係大臣に建議することが可能である。

4 審議会の組織に関する事項は、政令で定める。

(被保険者の保健施設)
第六十九條 郵政大臣は、被保険者の健康を保持し、又はこれを増進するため必要な保健施設を設けることができる。

2 前項の保健施設に要する費用は、國の負担とする。但し、郵政大臣が特に必要があると認めたときは、命令の定めるところにより、被保険者の負担とすることができる。

3 金支拂額、還付金支拂額並びに保険料及び被保険者のために積み立ては、なお從前の例による。

4 この法律施行前の簡易生命保険契約に係る保険の種類、保険金の削減、被保険者が年齢十年に満たないで死亡した場合における保

5 郵政大臣は、この法律施行前に定する簡易生命保険及郵便年金事業委員会の議を経て第六條第一項の簡易生命保険約款を定めることができる。

(郵便年金の國當)

第二條 この法律の規定により國が行う年金保険(以下「郵便年金」という。)は、當利を目的としない事業であつて、郵政省が、これをつかさどる。

(代表機關)

第三條 郵便年金の契約の締結及び契約上の権利義務に関する事項は、郵政省簡易保険局長が行う。

第四條 郵便年金に関する書類には、印紙税の免除。

第二章 契約

第五條 郵便年金のうち細目の事項に関するものを地方簡易保険局長、地方郵政局長又は郵便局長に委任することはできる。

第六條 郵便年金に於ける年金受取人の指定した者又は年金受取人の指定した者がないときは第二十二条に規定する者に繼續して年金を支拂うことを約する。

第七條 年金受取人の指定した者又は年金受取人の指定した者がないときは第二十二条に規定する者に繼續して年金を支拂うことを約する。

(年金約款)

第八條 年金約款は、この法律に定めるもの外、左の事項を定めた郵便年金約款(以下「年金約款」という。)がある。

(契約関係者の代表者)
第八條 同一の年金契約につき年金契約者、年金継続受取人又は返還金受取人が数人あるときは、それらの者は、各代表者一人を定めなければならない。この場合には、その代表者は、当該年金契約につき、それぞれ他の年金契約者、年金継続受取人又は返還金受取人を代理するものとする。

2 前項の代表者が定まらないときは、当該年金契約につき年金契約者の一人に対しても、その効力を有する。

(債務の連帶)

第九條 同一の年金契約につき年金契約者又は年金継続受取人が数人あるときは、当該年金契約に関する年金の支拂をするものとみなす。

(年金額)

第十條 年金の額は、年金受取人存中に限り、年金の支拂をするものとみなす。

(年金の種類)

第十一條 年金は、保証期間附定期終身年金(以下「保証即時年金」という。)及び定期年金とする。

(保証即時年金)

第十二條 保証即時年金とは、年金契約の効力が発生した日から年金受取人の死亡に至るまで年金の支拂をする外、一定の期間内に年金受取人が死亡したときは、その残存期間中年金継続受取人に繼續して年金の支拂をするものをいう。

(保証すえ置年金)

第十三條 保証すえ置年金とは、年金受取人が年金支拂開始年齢に達した日から一定の期間、年金の支拂をするものとみなす。

(定期年金)

第十四條 年金の額は、年金受取人存中に限り、年金の支拂をするものとみなす。

(積立金計算の方法)

第十五條 年金額は、前条の基礎によつて計算する。

(年金の種類)

第十六條 年金受取人のために積み立てるべき年金額は、前条の基礎によつて、純保険料式で計算する。

(契約の成立及び効力の発生)

第十七條 年金契約は、その申込を承諾したときは、申込の日において成立したものとみなし、且つ、その日から効力を生ずる。

(年金証書及び標準約款)

第十八條 年金契約の申込を承諾したときは、年金証書を作成し、これを年金契約者に交付する。

(年金の種類)

第十九條 年金の種類は、左の事項を記載することを要する。

(年金証書)

第二十條 年金証書には、左の事項を記載することを要する。

(年金の種類)

第二十一條 年金にあつては、年金受取人に繼續して年金の支拂をするべき期間

(定期年金)

第二十二條 年金にあつては、年金受取人に繼續して年金の支拂をするべき期間

(定期年金)

第二十三條 年金にあつては、年金受取人に繼續して年金の支拂をするべき期間

(定期年金)

第二十四條 年金にあつては、年金受取人に繼續して年金の支拂をするべき期間

(定期年金)

第二十五條 年金にあつては、年金受取人に繼續して年金の支拂をするべき期間

(定期年金)

第二十六條 年金にあつては、年金受取人に繼續して年金の支拂をするべき期間

(定期年金)

二 年金約款で定める予定期率

三 挂金を一時に拂い込む年金契約にあつては、前二号により計算した純掛金の額の百分の十五に相当する額をこえない額掛金を分割して拂い込む年金契約にあつては、前二号により計算した純掛金の額の百分の十五に相当する額をこえない額による附加掛金

四 年金受取人が死したときは、その残存期間中年金継続受取人に繼續して年金の支拂をするものを

五 分割して拂い込む年金契約にあつては、前二号により計算した純掛金の額の百分の十に相当する額をこえない額掛金

六 挂金の額及びその拂込の方法

七 年金契約者の氏名又は名称

八 年金受取人の氏名、生年月日

及び男女の別

九年 年金契約の効力発生年月日

十一年金証書作成の年月日

3 年金約款のうち左に掲げる事項

(標準約款)は、年金証書に記載し

なければならない。但し、年金証

書に記載することに代え、これを

記載した書面を年金証書に添附す

ることを妨げない。

1 振金拂込猶予期間に関する事

項

2 年齢の誤認に関する事項

3 年金契約者等に対する貸付に

関する事項

4 年金契約の支拂に関する事項

5 剰余金の分配に関する事項

(契約の失効)

第十九條 年金契約者が振金を拂い

込まないで年金約款の定める拂込

猶予期間を経過したときは、年金

約款は、その効力を失う。

(振金拂込猶予期間)

第二十條 年金契約者は、前條の規

定にかかわらず、同條の拂込猶予

期間経過後三箇月以内に限り、年

金約款の定めるところにより、そ

の年金契約を振金拂込猶予期間に

変更することを請求することができる。

(年金契約者破産の場合における

振金の拂込)

第二十一條 年金受取人が第三者で

ある場合において、年金契約者が

破産の宣告を受けたときは、國

は、年金受取人に對して振金の拂

込を請求することができる。但

し、年金受取人がその権利を放棄

したときは、この限りでない。

(無指定の場合の年金継続受取人)

第二十二條 年金受取人の指定した

年金継続受取人がないとき(年金

受取人の指定した年金継続受取人

が死亡し更に年金継続受取人の指

定がない場合を含む。)は、年金

受取人の配偶者(届出がなくても

事実上婚姻關係と同様の事情にあ

る者を含む。以下同じ。)子、

父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並

びに年金受取人の死亡当時年金受

取人の扶助によつて生計を維持し

ていた者及び年金受取人の生計を

維持していた者を年金継続受取人

とする。

2 前項に規定する年金継続受取人

が数人あるときは、同項に掲げる

順序により先順位にある者を年金

継続受取人とする。

3 第一項に掲げる者であつて故意

に年金受取人、年金継続受取人、

先順位者又は同順位者を殺したも

の、年金受取人の配偶者であつて

新たに婚姻したもの(届出がなく

ても事実上婚姻關係と同様の事情

に入った者を含む。)及び年金受

取人の子、父母、孫、祖父母又は

兄弟姉妹であつてその親族關係の

消滅したものは、年金継続受取人

となることができない。

4 年金受取人の指定した年金継続

受取人の死亡当時年金受取人

の扶助によつて生計を維持し

ていた者及び年金受取人の生計

を維持していた者

2 前項の場合は、前條第二項及

び第三項の規定を準用する。

(未拂全年金の受取人)

第二十三條 年金受取人は年金継続

受取人が死亡した場合において、

その者が支拂を受けるべき年

金でまだその支拂を受けなかつた

ものは、左の各号の区分に從い、

当該各号に定める者に支拂う。

1 保証即時年金及び保証すえ置

年金の場合

2 保証即時年金及び保証すえ置

年金の場合は、

3 保証即時年金及び保証すえ置

年金の場合は、

4 保証即時年金及び保証すえ置

年金の場合は、

5 保証即時年金及び保証すえ置

年金の場合は、

6 保証即時年金及び保証すえ置

年金の場合は、

7 保証即時年金及び保証すえ置

年金の場合は、

8 保証即時年金及び保証すえ置

年金の場合は、

9 保証即時年金及び保証すえ置

年金の場合は、

10 保証即時年金及び保証すえ置

年金の場合は、

11 保証即時年金及び保証すえ置

年金の場合は、

12 保証即時年金及び保証すえ置

年金の場合は、

13 保証即時年金及び保証すえ置

年金の場合は、

14 保証即時年金及び保証すえ置

年金の場合は、

15 保証即時年金及び保証すえ置

年金の場合は、

契約に因る権利義務を承継させる

ことができる。

前項の承継は、國に通知しなけ

れば、これをもつて國に対抗する

ことができない。

(年金契約者の地位の法定承継)

第二十五條 年金契約者が死亡した

場合において、その者に相続人が

ないときは、年金受取人が、年金

契約者の年金契約による権利義務

を承継する。

(年金継続受取人の指定又はその

変更)

第二十六條 年金受取人は、年金支

拂の事由が発生した後に限り、年

金継続受取人を指定し、又はその

指定を変更することができる。但

し、年金受取人が指定の変更をし

たときは、この限りでない。

前項の指定又はその変更は、國

に通知しなければ、これをもつて

國に対抗することができない。

3 第一項の指定を受けた年金継続

受取人の扶助によつて生計を維持し

ていた者及び年金継続受取人の死

亡当時年金受取人は年金継続

受取人の扶助によつて生計を維持し

ていた者及び年金継続受取人の死

亡当時年金受取人は年金継続

受取人の扶助によつて生計を維持し

ていた者及び年金継続受取人の死

亡当時年金受取人は年金継続

受取人の扶助によつて生計を維持し

い込むべき掛金に相当する額と

これに対する複利計算による年

二分の利息に相当する額との合

計額

定期年金にあつては、死亡の

日に拂い込むべき掛金に相当す

る額(年金支拂の事由が発

生した後につては、死亡の日

までに支拂うべき年金の額を差

し引いた残額)

二 年金契約が解除され、又は失

効した場合

保証即時年金にあつては、拂

い込まれた掛け金の額の百分の八

十に相当する額以上の額で年金

約款で定める額から解除の日ま

でに支拂うべき年金の額を差し

引いた残額)

保証すえ置年金にあつては、拂

い込まれた掛け金の額の百分の八

十に相当する額以上の額で年金

約款で定める額から解除の日ま

でに支拂うべき年金の額を差し

引いた残額)

定期年金にあつては、年金契

約の解除又は失効の日までに拂

い込むべき掛け金に相当する額の

百分の九十に相当する額以上の

額で年金約款で定める額(年金

支拂の事由が発生した後につては、解除の日までに支拂うべ

き年金の額を差し引いた残額)

三 年金契約が変更された場合

保証すえ置年金にあつては、

年金契約の変更の日までに拂い込むべき掛金に相当する額と、これに対する複利計算による年三分の利息に相当する額との合計額から、変更後の年金契約について当初から変更の日までに拂い込むべきであつた掛け金の額と

これに対する複利計算による年三分の利息に相当する額との合計額を差し引いた残額の百分の九十に相当する額以上の額で年金約款で定める額

定期年金にあつては、年金契約の変更の日までに拂い込むべき掛け金に相当する額から、変更後の年金契約について当初から変更の日までに拂い込むべきであつた掛け金の額を差し引いた残額の百分の九十に相当する額以上の額で年金約款で定める額

(返還金受取人の指定又はその変更)

(掛金の返還)

第三十二條 年金契約の全部又は一部が無効である場合において、年金契約者が善意で且つ重大な過失のないときは、年金契約者は、掛金の全部又は一部の返還を請求することができる。

2 前項の承継は、國に通知しなければ、これをもつて國に對抗することができない。

3 第一項の規定により破産管財人

が交付を受けた金額は、破産財團に屬するものとする。

(審査会の審査)

第三章 簡易生命保険郵便年金審査会の審査

第四十條 年金契約者、年金受取人、年金継続受取人又は返還金受取人

が、郵便年金の契約上の権利義務に関する事項について、國を被告として民事訴訟を提起するには、簡易生命保険郵便年金審査会

に訴訟を提起する。

(除外支拂)

第三十六條 年金、返還金、剩余金又は年金契約者に返還する掛け金を支拂う場合において、当該年金契約に關し未拂掛け金、貸付金その他の國が弁済を受けるべき金額があるときは、支拂金額からこれを控除する。

(正規の支拂)

第三十七條 年金、返還金、貸付金、剩余金又は年金契約者に返還する掛け金をこの法律及び年金約款に定める手続によつて支拂つたときは、その支拂は有効とする。

(年金約款改正の効力)

第三十八條 年金約款の改正は、既に存する年金契約に対してもその効力を及ぼさない。

2 郵政大臣は、年金約款を改正する場合において、年金契約者、年金受取人、年金継続受取人及び返還金受取人の全体の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、前項の規定にかわらず、既に存する年金契約について、将来に向かつてその改正の効力が及ぶものとすることができる。

(3 第一項の審査請求書を提出した者が前項の規定により民事訴訟を提起したときは、審査会は、当該審査請求書を審査会に提出した後六箇月を経過しても審査会が裁決をしないときは、前項の規定にかかるわらず、その審査請求書を提出した者は、民事訴訟を提起することができる。

(審査の手続)

第四十一條 前條の審査について

は、簡易生命保険法(昭和二十四年法律第二号)第五十六條及び第五十八條から第六十七條までの規定を準用する。但し、同法第五十八條第二項第三号中「保険契約者、被保険者及び保険金受取人」とあるのは「年金契約者、年金受取人及び返還金受取人」と、同項

の意味を表示するときは、当該

金の支拂義務並びに掛け金の返還義務は五年、掛け金の拂込義務は一年

とされる。

(時効)

第三十九條 年金、返還金及び剩余金の支拂義務並びに掛け金の返還義務は五年、掛け金の拂込義務は一年

とされる。

(4 第四号中「保険証書」とあるのは「年金証書」と読み替えるものとする。

2 年金契約者は、前項の指定又はその変更により年金受取人以外の第三者を返還金受取人とするには、年金受取人の同意を得なければ、この限りでない。

3 年金契約者は、前項の指定又は

その変更により年金受取人以外の

第三者を返還金受取人にこれを分配

する。

(剩余金の分配)

第三十一條 郵便年金事業の経営上剩余を生じたときは、年金約款の定めるところにより、年金受取人又は年金継続受取人にこれを分配するものとする。

(年金の分配)

第三十二條 年金契約の全部又は一部が無効である場合において、年金契約者が善意で且つ重大な過失のないときは、年金契約者は、掛け金の全部又は一部の返還を請求することができる。

3 第一項の規定により破産管財人

が交付を受けた金額は、破産財團に屬するものとする。

(審査会の審査)

第三章 簡易生命保険郵便年金審査会の審査

第四十條 年金契約者、年金受取人、年金継続受取人又は返還金受取人

が、郵便年金の契約上の権利

義務に関する事項について、國を

被告として民事訴訟を提起するには、簡易生命保険郵便年金審査会に訴訟を提起する。

(除外支拂)

第三十六條 年金、返還金、剩余金又は年金契約者に返還する掛け金を支拂う場合において、当該年金契約に關し未拂掛け金、貸付金その他の國が弁済を受けるべき金額があるときは、支拂金額からこれを控除する。

(正規の支拂)

第三十七條 年金、返還金、貸付

金、剩余金又は年金契約者に返還

する掛け金をこの法律及び年金約款に定める手続によつて支拂つたときは、その支拂は有効とする。

(年金約款改正の効力)

第三十八條 年金約款の改正は、既

に存する年金契約に対してもその効力を及ぼさない。

2 郵政大臣は、年金約款を改正する場合において、年金契約者、年

金受取人、年金継続受取人及び返

還金受取人の全体の利益を保護す

るため特に必要があると認めるとき

は、前項の規定にかわらず、既に存する年金契約について、将来に向かつてその改正の効力が及ぶものとすることができる。

(時効)

第三十九條 年金、返還金及び剩余

金の支拂義務並びに掛け金の返還

義務は五年、掛け金の拂込義務は一

年

とされる。

(年金の分配)

第三十一條 郵便年金事業の経営上

剩余を生じたときは、年金約款の

定めるところにより、年金受取人

又は年金継続受取人にこれを分配

するものとする。

(年金の分配)

第三十二條 年金契約の全部又は一

部が無効である場合において、年

金契約者が善意で且つ重大な過失

のないときは、年金契約者は、掛け

金の全部又は一部の返還を請求す

ることができる。

(無指定の場合の返還金受取人)

第三項の規定を準用する。

4 第三項の規定を準用する。

(無指定の場合の返還金受取人)

第三項の規定を準用する。

して、國会の承認を得るため、一般來御審議をお願いいたしている次第であります。これらの郵便爲替及び郵便振替の料金につきましては、右約定にその基準が示されておりますので、具体的な料金額については、一々法律で規定するよりも、その基準を越えない範囲において、命令で規定する方が適当であると考えまして、この法律案を提案した次第であります。

何とぞ十分御審議されまして、すみやかに御賛成くださるよう切望いたします。

○辻委員長 質疑を許します。

○飯塚委員 大臣の御説明でよくわかりました。が、せんだけて資料として簡易生命保険、郵便年金特別会計の資料を頂戴しておりますが、やはり予算を伴う問題でありますから、これも一應御説明願いたいと思います。

○岡井政府委員 二十四年度におきましては、簡易生命保険及び郵便年金特別会計の予算を申し上げたいと思います。二十四年が二百二十九億三千余万円となつております。運用收入、これは資金を運用しております。その利子であります。これが六億二千四百余万円、これが戦争により戦死者が非常にありまして、それに対し予想外に保険金を支拂いました。その額は民間保険に対すると同じように、この簡易保険におきましても、一般会計から補填するという建前になつております。その額が七千二

百円であります。合計いたしまして收入が二百三十六億三千余万円。支出規定するよりも、その基準を越えない範囲において、命令で規定する方が適当であると考えまして、この法律案を提案した次第であります。

何とぞ十分御審議されまして、すみやかに御賛成くださるよう切望いたします。

厚生省で簡易保険の加入者のために保健施設を從来やつてもらつておつたのであります。が、あまり効果がありませんので、二十三年度以降には繰入れないことにいたしました。それが、から通信事業特別会計へ繰入れるのが九十五億三千九百余万円であります。予備費が三千五百萬円、責任準備金といたしまして百三十九億九千六百万円、合計いたしまして三百五十一億八千九百万円、差引きまして十五億五千七百万円の欠損ということになります。しかしこれは先日総務局长から、あるいは大臣から御説明がありました通り、二十四年度の予算におりました通り、二十四年度の予算にあります。おきましては、收入を一應新規の契約が十五億しかとれないものとして見積りをしておりましたのに反して、支出の方も十五億しかとれないものとして見積りをしておりました。が、一割があるは、新規契約が二十億できてよろしいだけの支出を十分見積つておりますが、これが六億二千四百余万円、これが戦争により戦死者が非常にありまして、それに対し予想外に保険金を支拂いました。その額は民間保険に対する同じように、この簡易保険におきましても、一般会計から補填するといふ建前になつております。その額が七千二

百円であります。合計いたしましては、保険費が十六億一千七百万円。保険費と申しますのは、保険金とか還付金とかを支拂つておりますが、その額であります。保健施設委託費と申しますのは、厚生省で簡易保険の加入者のために保健施設を從来やつてもらつておつたのであります。が、あまり効果がありませんので、二十三年度以降には繰入れないことにいたしました。それが、から通信事業特別会計へ繰入れるのが九十五億三千九百余万円であります。予備費が三千五百萬円、責任準備金といたしまして百三十九億九千六百万円、合計いたしまして三百五十一億八千九百万円、差引きまして十五億五千七百万円の欠損ということになります。しかしこれは先日総務局长から、あるいは大臣から御説明があ

る、三億六千七百万円の剩余ということがあります。要するに先ほどの方におきましては、保険費が十六億一千七百万円。保険費と申しますのは、保険金とか還付金とかを支拂つておりますが、その額であります。保健施設委託費と申しますのは、厚生省で簡易保険の加入者のために保健施設を從来やつてもらつておつたのであります。が、あまり効果がありませんので、二十三年度以降には繰入れないことにいたしました。それが、から通信事業特別会計へ繰入れるのが九十五億三千九百余万円であります。予備費が三千五百萬円、責任準備金といたしまして百三十九億九千六百万円、合計いたしまして三百五十一億八千九百万円、差引きまして十五億五千七百万円の欠損ということになります。しかしこれは先日総務局长から、あるいは大臣から御説明があ

る、三億六千七百万円の黒字になる結果になります。○橋本(登)委員 先ほどの大臣の説明でよくわかりました。が、せんだけて資料として簡易生命保険、郵便年金特別会計の資料を頂戴しておりますが、やはり予算を伴う問題でありますから、これも一應御説明願いたいと思います。

○岡井政府委員 二十四年度におきましては、簡易生命保険及び郵便年金特別会計の予算を申し上げたいと思います。二十四年が二百二十九億三千余万円となつております。運用收入、これは資金を運用しております。その利子であります。これが六億二千四百余万円、これが戦争により戦死者が非常にありまして、それに対し予想外に保険金を支拂いました。その額は民間保険に対する同じように、この簡易保険におきましても、一般会計から補填するといふ建前になつております。その額が七千二

百円であります。合計いたしましては、保険費が十六億一千七百万円。保険費と申しますのは、保険金とか還付金とかを支拂つておりますが、その額であります。保健施設委託費と申しますのは、厚生省で簡易保険の加入者のために保健施設を從来やつてもらつておつたのであります。が、あまり効果がありませんので、二十三年度以降には繰入れないことにいたしました。それが、から通信事業特別会計へ繰入れるのが九十五億三千九百余万円であります。予備費が三千五百萬円、責任準備金といたしまして百三十九億九千六百万円、合計いたしまして三百五十一億八千九百万円、差引きまして十五億五千七百万円の欠損ということになります。しかしこれは先日総務局长から、あるいは大臣から御説明があ

る、三億六千七百万円の黒字になる結果になります。○橋本(登)委員 この意味であります。すると、この條項は、少くとも簡易生命保険の精神から見て、あまり感心しない。が、一割があるは、新規契約が二十億できてよろしいだけの支出を十分見積つておりますが、これが六億二千四百余万円、これが戦争により戦死者が非常にありまして、それに対し予想外に保険金を支拂いました。その額は民間保険に対する同じように、この簡易保険におきましても、一般会計から補填するといふ建前になつております。その額が七千二

百円であります。合計いたしましては、保険費が十六億一千七百万円。保険費と申しますのは、保険金とか還付金とかを支拂つておりますが、その額であります。保健施設委託費と申しますのは、厚生省で簡易保険の加入者のために保健施設を從来やつてもらつておつたのであります。が、あまり効果がありませんので、二十三年度以降には繰入れないことにいたしました。それが、から通信事業特別会計へ繰入れるのが九十五億三千九百余万円であります。予備費が三千五百萬円、責任準備金といたしまして百三十九億九千六百万円、合計いたしまして三百五十一億八千九百万円、差引きまして十五億五千七百万円の欠損ということになります。しかしこれは先日総務局长から、あるいは大臣から御説明があ

長期の肺結核などになりますと、証明もなか／＼むずかしいという関係もありましたし、外國あるいは民間の例などもさようになつておりますので、一應こういうことにいたした次第であります。

○松本(善)委員 ただいま保険年金に対するものは赤字になつてゐるというところで、それはもちろん数字の表わされたようところであります。が、これに対してはおそらく積立金をしておるというのが、現実のあり方だと思ひます。従いまして先ほど政府委員が言られたような数字と、私の調べた数字とちょっと不合致しない点がありますので、一應御参考のために申しておきますが、二十二年度末現在におけるところの赤字は五億八千万、二十三年度に発生するところの赤字は五億六千万であつて、二十四年度予算において予想されるところの赤字としては、十五億ぐらいい予想をつけますときにおいて、大体二十六億四千万ぐらいの赤字を想定します。こういうような数字のもとに独立採算制という名でもしも新発足せんとする場合においては、政府としてはこの赤字克服のために、どういう用意と、どういう政策をもつてするか、御説明を願いたいのです。

○岡井政府委員 今二十四年度の赤字は十五億円、要計いたしまして二十数億の赤字が出るのじやないかといふ話でござりまするが、これは先ほど御説明申し上げました通り、十五億の赤字が出るということは一應仮想的な数字でありまして、實際には先ほど申しました通り、もし新規契約が十五億とかできないといったますれば、これが

四億六千二百万円の赤字である。またおがつ三億八千六百万円の赤字が出る。この累計が消えることは、まだ二年を要すると思ひます。いたしましても、累計におきましてはなれにいたしましても、かよう簡易保険事業が赤字になつておるということは、非常に困つたことであります。何とかして早く赤字を救済いたしまして、健全な經營に立ち返らせようとしておりますが、そのためにはまず事業の合理化をしなければならぬ。この法案に掲げてありますように、現在非常にたくさん的小額契約がありますので、これを整理して大きい契約にすることによつて、事業費の軽減をはかります。それからこの保険事業におきましては、新契約をたくさんとるということが、経営を良化せしめる最も効果ある道でありますので、数年来私どもいたしましては、極力新規契約の募集ということに努めております。その結果といいたしまして、最近の募集成績は非常に良好であります。本年度の十五億あるいは二十億の目標と言ひますのも、去年と比べまして倍あるいは三倍という大きな数字であります。こうしたことによりまして、だん／＼事業経営をよくして行くことに努めておりまします。なおまた大藏省から、例の問題になつております積立金の運用を通信省へとつて来ますれば、それによりまして、さざに大体本年度あたり三億二千五百万円ないし四億の增收になるとい

うことは確実であります。これはもちろん予算には上せません。もし運用が再開いたしますれば、さらにこの収入が三億二千五百万円ないし四億円と見まして、それだけ経営状態がよくなるという結果になるわけであります。

○松本(善)委員 今のお答えで大体の数字はわかつたのでありますが、保険事業といったしまして、この改正を見たという趣意は、根本的な理由としては、いわゆるこの赤字克服のために、保険金額が倍になり、五万円の契約ができるようになつた。この最高額を目指として、あるいは募集成績とか、その他において、いやが上にもこの最高限度の達成のために、手当をたくさん出すとか、あるいはこのための宣傳をするとか、そういう積極的な面についての努力があるかどうか、あるいは今后どういう努力をなさんとしておるかという点について、御答弁を願いたいと思います。

○岡井政府委員 新契約を大いに募集するということは、先ほども申しました通り、通信省いたしましての年來の大方針でありますて、それがために本年度は新契約を幾らやるという目標を掲げまして各通信局に割当て、各通信局ではさらにこれを郵便局に割当てて、この目標獲得に努めております。またその接護的な手段といたしましては、周知、宣傳、新聞雑誌に廣告する、ラジオを利用する、あるいは懇談会を開く、あらゆる方法をもちまして周知宣傳に努めるということをいたしまして、この目標をだん／＼上げて行く。しかもその上げた目標を必ず達成して行くということに努めております。御参考のために最近のここ数年間

の目標を申し上げますと、一昨年は太
体目標が二億でありますて、これは完
成いたしました。昨年は目標を一億五
億といたしておきましたが、実際にお
きましては三月末現在で七億八千万
円、目標をオーバーして獲得いたしま
した。さらに本年度は先ほどから申し
ます通り一應かたく見積つて十五億、
できれば二十億まで達成いたしたい。
保険金の最高制限も上りましたこの機
会に、大いに馬力をかけまして、ぜひ
とも二十億までは達成いたしたい、か
よう努めをしておるような次第であり
ます。

から、大蔵省に移管されておるのあります。その後前々内閣におきまして、やはりこうした方針のもとに、逓信省にこの積立金の運用を還元すると、いう方針はあつたそうであります。その後も私どもいたしましても、また全過いたしましても、あるいは特定郵便局長その他國会側におきまして、個々の御意見は大体逓信省で運用されることが、もつとも設立当初の目的に沿うばかりではなく、加入者にその資金を還元するというような意味から、第一にいろいろな事務的な見通しもつけなければならぬが、当初私が就任に還元すべく努力して参りました。まず第一にいろいろな事務的な見通しもつてもらつた結果、各セクションといろいろ交渉しましたが、結論においては、関係方面ではもし日本政府がそういうものを一致して要望するならば、ある程度考えてみようというような線まで参りましたので、結論は事務的に省の事務当局と逓信省の事務当局では、とうてい話がつかない。つまり大蔵省の事務当局と逓信省の事務当局では、とうてい話がつかぬという見通しがつきましたので、今後はいわゆる政治問題として、閣議でこれを決定したうことは困難であるという見通しがつたのであります。しかし、方針をさめて参つておきましたので、まず大体に閣僚諸公、あるいは閣外閣僚と懇親的に話を進めております。懇談的に進めておりまして、正式にはまだ確認いたしませんが、近いうちに確認いたして、この問

方の公共事業が完成できるといつ一つの目標といいますか、光明が認められると思いますが、なるたけそういうことが一般民間にもわかるように、ことに一万四千にもわたる郵便局で、それを宣傳と言えども、あるいは言葉があるかもしれません、そういうことをしますと、郵便局関係のこういう資金の收集ということも、非常に威力を發揮することができると思します。この点をつけ加えて私の質問を終ります。

○松井(政)委員 各委員の方からいろいろの質問があつたのでありますから、私も同様な質問をしたいと思つたのでありますて、ただいまの答弁で大体了解いたしました。ただ一点だけ説明理由の中でお伺いしておきたいと思うのは、保険金の最高限度二万五千円が五万円に相なりまして、年金の最高制限額の二万四千円が十二万円に引上げられておるのであります。これはこの説明の内容にも最近の物價の急激な高騰に伴いということがありますが、この引上げ率の計算の内容でござります。その内容の基礎的なものについて、御説明願いたいと思います。

○岡井政府委員 保険と年金の最高制限額の引上げ率の異なる点につきましての御質問だと思いますが、これは別に科学的に研究いたした結果、かような数字が出たというわけではございませんので、保険は保険、年金は年金、別々にいろいろ事情を勘案いたしました結果、保険におきましては物價の値上がり率そのものを適用いたしましたれば、もう少し高く、あるいは十万円またはそれ以上になるかとも思いますが、しかし保険の方におきましては、御承知の通りに民間でも同じような生

命保険をやつておりますと、本來簡易保険は民間の生命保険事業をあまりに圧迫してはいけないと、いうことが初めのスタートからの原則でもありますので、もし最高制限を十万円にもいたしまますと、民間の業者をあるいは不當に圧迫するという結果も生れて来るわけでありまして、そういう意見も各方面から出ました結果、物價指數から行けば一應十万円くらいが適當であろうが、まず／＼この際は五万円でわれわ

す。昨年の保険にいたしましても七億何千万円、今年は十五億から二十億という勘定になります。それから今までの小額のものの扱いを整理いたしますとしても、この方の仕事が非常にふえる、これらに対して現在人員を減らすというときに、どういう処置をとられるか、大臣の御説明を願いたい。

○小澤國務大臣 お答えします。昨日も申し上げました通り、事業に必要な人員は最小限度に残すという方針で行つておりますして、事業ができなくなる程度まで、行政整理をするという考えはないのであります。従つて行政整理をやるという方針と、今保険事業で二十億を目標として努力するということとは、矛盾しない形で進んで行きたいと思つております。

○田島(ひ)委員 むしろ私は仕事が非常にふえるから、人員をふやさなければならぬのではないかと思ひますが、その点はいかがですか。

○小澤國務大臣 この問題も昨日お答えした通り、現在のサービスを維持し、そうして現在の保険事業、貯金事業の目標を達成するためには、行政整理をやつても可能である、こういう目標のもとに進んでおります。

○田島(ひ)委員 行政整理をやつてもこの仕事がはかどるというお答えでござりますか。

○小澤國務大臣 行政整理については、今年度の保険事業であれば、努力目標が二十億で最小限度十五億、貯金は四百億程度の目標を立てて進むのでありますて、その目標を達成するに必要な限度の人員は確保しておりますから、それ以外で整理を行おうというの

○田島(ひ)委員 人員は確保されてゐるから、それを基礎にしてこの目標を立てたと申されるわけですね。私どもは、これはふえるのですから、どうしても結局は從來の人員では足りなくなると見るのでけれども、その点を私がお尋ねしているのです。金額がふえるから、非常に仕事がふえるばかりでなく、今までの小額の契約を整理いたしますと、非常に仕事がふえる。これが容易なことではない。その間の労働が相当強化されると思ひます。それをどう処置なさるかという点をお尋ねしているのです。

○小澤國務大臣 それは今までたとえば五百円とか千円というような保険を扱つており、従つてその総額においてはごく少額でありましたけれども、今度は五万円というようなことになりますと、契約が大きくなるという結果になりますから、人手が少くいい。また貯金の面におきましても、從來ならば五円というものを十円にするとか、あるいはかりに最低限が十円でも、十円を貯金する人々はなくて、百円とか二百円とか持つて來ることになりますから、田島委員が心配なさるよう、相當金額がふえても労働の強化になるということは考えておりません。すなわち労働を強化せずに、この目標を達成しようと考えております。

○田島(ひ)委員 ょうと議事運営について……いつも文句を言うようですが、申証ありませんが、実は昨日理事会のあとで私委員長にお尋ねしましたところが、私の聞き方が間違っていたのかもしれませんが、今日この法案が出されないよう私理解しました。それで実は私書類も持つて参りませんでした

ので、一、二の点で質疑を次会にさしていただきがもわかりません。今の松井委員の提案と同じように、次会にその点を補充させていたたくことにしまして、私の質疑を終ります。

○辻委員長 質疑を打切るわけではありません。質疑の御用意のある方からやつていただいておりますから、次会でけつこうでござります。

○松本(善)委員 二点ばかり伺いたいと思います。簡易生命保険法の内容を見ますと、その法文中に保険金額が五万円ということが出ておるのであります、その実施期日の見通しがあれば、その実施になるところの期日の目を通しをひとまずお伺いすることと、それから郵政省の設置法案、第四條第十九号に「法令の定めるところに従い簡易生命保険及び郵便年金の積立金及び余裕金を運用すること。」というふうに規定されておるのであります。この郵政省設置法案をながめますときに、おいて、これはすでに了解を得て通過しておるのであります。いつ実施の期日になるだらうか、郵政省の設置法案はどういう関連性を持つておるか、この点についてあります。

次に大臣が先ほど御説明になりました法案の提案理由の最後に申されたこととであります、その一例を申し上げまするなれば、今度倍額支拂いをなすと、といふ点であります。この点につきましては、かつて傳染病患者に対しては倍額を支拂うことを研究をしたがどうか、あるいはしなくともいかどうか、國家事業としてこれを取上げるならば、加害者によつて生命を失う人々

私が答えるとすれば、これに対してもあるいは倍額を支拂つてもいいのではなくいかと考えますが、そういう研究はなしたかどうか、あるいはその必要はないかどうか。この二点について大臣の御説明を願いたいと思います。

○小澤國務大臣 この施行期日の問題は、附則にも書いてあります通り、昭和二十四年六月一日から郵政省設置法と同時に実施する予定であります。それから郵政省設置法の中で、積立金運用の権限が郵政省にあるではないか、従つて郵政省設置法が施行されたならば、何の手続も要せざる当然積立金の運用はこつちにもどるのではないかといふ御趣旨であります。一應そういう形になるのであります。現在において積立金の運用をしておるのでありますが、ただその実権を大蔵省に握られているという形であります。法文上の運用はやはり通信省も関係していることになりますが、ただ具体的には大蔵省に一般の資金の運用面が握られておりますから、事実上向うの方がウエートが強いといふだけのことであります。でありますから、この問題は法律がどうこういうことによつて、ただちに解決がつく問題ではなくして、やはり根本の運用を通信省に還元するといつ方針で進んで行きたいと考えております。なお傳染病の問題については保険局長からお答え申し上げます。

いかといふお説でありますて、まことにごもつともな御意見であります。何分にも先ほど申しました通り、この規定は加入者から特別の保険料を徴さないということになつておりますが、上、できるだけ範囲を狭めないと、経営が成立つて行かないという関係が一つであります。もう一つは証拠の問題になりますが、ここに書かれてあるような場合においては、比較的証拠があがりやすくてはつきりいたしまするが、そのほかの病氣で死んだ場合には証拠があがらない。そこで加入者と國との間にいろいろもんちやくを起すと、この結果にもなりますので、さしむきこの二つの点から傳染病によつて死亡した場合には支拂わない。趣旨から申しますると、お説の通り支拂つた方がいいわけであります。經営上の理由と証拠の理由、この二つからこれを除外いたしたような次第であります。

染病というものはないはずであります。そのわかりやすい傳染病に対しても、倍額の支拂いをなし得ないで、ただ單に加害者によつて招來したところのもの、あるいはその他によつて効力を発生したと見られる段階より二年経過して、ただちに二箇月以内に死亡したといふこの原因は、おそらく外國模倣的なあり方だと私は考うるものであります。従いまして次期の機会においては、どうがわれくの健康の敵であるところの傳染病を、われくの力で守るために、どうしてもこういうものに對しても倍額を支拂わなければならぬと思うのであります。あるいは不可抗力の場合に、第三者によつて傷害を加えられて死亡したということは、たゞ單に個人的な理由のもとになされるのであります。この点で傳染病といふものは、好むと好まざるとよつて、かかる場合があるのです。こういうふような点に立つて考うるときにおきまして、まず最初に傳染病死亡者に対して倍額を支拂うことを私は念願してやまないのであります。この点について政府委員の簡単な御答弁では、おちよつと解せないのであります。が、その理由を御説明願いたいのであります。

もやつでいい。ところが私どももいたしましては……。

○松本(善)委員 ちよつと聞えないのです。ありますか、もう少し大声で願います。

○岡井政府委員 私どももいたしましては、特別保険料を徴しないでやつて行きたいと思しますので、そのためには傳染病をどうしてもこの際入れるわけには行かなかつた。これがもつぱらの理由でございます。先ほど申しましたのは間違つておりましたから、取消します。

○松本(善)委員 この点については取消しがあつたので、はなはだどうも申し上げにくくはなつたのであります。しかし保険料徴収問題といふことに関連して、もう少し次の機会に御研究くださいつて、どうか私に簡単な筋書きでもよろしいから、届けてくださいるよう念願したいのであります。はなはだ自分の声は大きいのであります、どうも何をしゃべつておるのか、てんで私どもの耳に入らぬ場合があります。それでも、なおかつ聞くといふことはなはだ迷惑千万だと思いますがゆえに、どうか私に御回答書を届けてくださいるように念願したいのであります。

○橋本(登)委員 今、松本委員の質問に関連して、私意見を申し上げたいのですが、どうも先ほどの御説明を聞いておると、社会保障制度の一部としてやつたことは受取れぬのであります。社会保障制度をいやしくも国営事業としてやらねば、できれば簡易保険の加入者、あるいはもう少し拡大された社会保険の被診療者という方面にまで行うべきが当然であつります。

て、一部の人に他の保険料からさいてやるというやり方は、單なる簡易保険の宣傳道具にすぎない。明らかにこれは宣傳道具である。だからこういう点は、いやしくも國営事業でやるものと、民間事業でやるとでは違うのであるから、この点明確な線を引いてやるのだが、社会保障制度に一致するのであって、この意味から申し上げまして、最後の倍額支拂いに対して賛成の意を表しかねるのであります。

○田島(ひ)委員 ちよつと私、郵便物一通当たりのコスト算定についての資料をお願いいたしたいと思います。

○大和田委員 保険契約割当の最も中心をなすものは郵便局であります。しかし聞くところによると、全國で千数百の郵便局のない村があり、東北だけでも二百二十九箇町村も郵便局のない村があるということであります。昨日も大臣から話がありましたが、できる限り郵便局のない村にはこれをつくらるということ、あわせて簡易郵便局といわゆる昔の請負局といったような仕組みのものをつくる構想らしいような御意見を伺つて、私意を強うしたのであります。これがまだ大臣の構想の程度であるか、あるいはあくまでもこれが実現するという御方針であるか。これはこの目的達成の上の大きな問題の一つであると思うのであります。これを大臣からくどいようでありますのが、いま一度伺いたい。

○小澤國務大臣 特定郵便局のない町村が三千百あつてどうしてもこれは通信事業の公共性から言つたならば、この千三百の全然郵便局の設置してない町村に対しては、これを設置することが当然だと考えております。しかし作

日も申し上げたように独立採算制といふものに大きく制約されまして、思うような増設ということが困難な情勢になつております。それでは一つもこしらえぬかというと、そういう意味じゃなくして、ごく緊急やむを得ない、しかもある程度採算のとれるという特定局はやはりこの予算の範囲内で増設したいと考えております。しかしこれだけでは本来の公共事業性というものは完全に行なうことはできないので、町村の希望によつて、あるいは公共團体の希望によつては昨日も申しましたような構想で、簡易郵便所、あるいは簡易郵便局、というものを設置すべく、今法律要綱を作成中であります。もちろんこれは閣議にも正式にかつておりません。通信省内部で一生懸命この法案の準備中であります。はたしてこの国会に間に合うかどうかわかりませんが、私の考えといたしましては、ぜひともこの国会に提案いたしまして、皆さんの御審議を得て、幾分なりとも通じ事業の公共性というのに沿うように、あまねく國民から利用してもらいたい。こう念願をしておるような次第であります。

○橋本(登)委員 私は機関改革の問題

及び人員整理の問題についてお伺いし

たいのですが、この問題はいつもの委員会においても、各方面から論議が出

るのでありますけれども、ただわれわ

れ民主自由党的立場から申しますと、

何といつても今回の行政整理は、税の負担の関係上から見ても、また統制経

済が一應自由経済に移行せんとする実

情から見ても、ある程度の行政機構の

改革と同時に、行政整理は断行せられなければならぬと思うのであります。

うものに大きくなつております。それでは一つもこしらえぬかというと、そういう意味じゃなくして、ごく緊急やむを得ない、しかもある程度採算のとれるという特定局はやはりこの予算の範囲内で増設したいと考えております。しかしこれだけでは本来の公共事業性というものは完全に行なうことはできないので、町村の希望によつて、あるいは公共團体の希望によつては昨日も申しましたような構想で、簡易郵便所、あるいは簡易郵便局、というものを設置すべく、今法律要綱を作成中であります。はたしてこの国会に間に合うかどうかわかりませんが、私の考えといたしましては、ぜひともこの国会に提案いたしまして、皆さんの御審議を得て、幾分なりとも通じ事業の公共性というのに沿うように、あまねく國民から利用してもらいたい。こう念願をしておるような次第であります。

○橋本(登)委員 私は機関改革の問題

及び人員整理の問題についてお伺いし

たいのですが、この問題はいつもの委員会においても、各方面から論議が出

るのでありますけれども、ただわれわ

れ民主自由党的立場から申しますと、

何といつても今回の行政整理は、税の負担の関係上から見ても、また統制経

済が一應自由経済に移行せんとする実

情から見ても、ある程度の行政機構の

改革と同時に、行政整理は断行せられなければならぬと思うのであります。

○辻委員長 ちよつと速記をとめてください。

〔速記中止〕

○辻委員長 それでは速記を始めてください。

○小澤國務大臣 行政整理の問題であ

りますが、お話をようやく、やはり行政

整理というものは非常に大きな問題

で、かりにも職員一人を首にするとい

うようなことは、もう私の氣持として

はほんとうにつらいのです。こ

れは私はかりでなしに、どなたでもそ

うであります。また切らるる方から見

ても、首を切られるとは、現実の首

を切らるるようなつらさを味おうので

あります。でありますから、私は就任

当初から、一人でもこうした犠牲者か

ないよう、あるいは少くなるよう

に、あまねく國民から利用してもらいたい。こう念願をしておるような次第であります。

○橋本(登)委員 私は機関改革の問題

及び人員整理の問題についてお伺いし

たいのですが、この問題はいつもの委員会においても、各方面から論議が出

るのでありますけれども、ただわれわ

れ民主自由党的立場から申しますと、

何といつても今回の行政整理は、税の負担の関係上から見ても、また統制経

済が一應自由経済に移行せんとする実

情から見ても、ある程度の行政機構の

改革と同時に、行政整理は断行せられなければならぬと思うのであります。

○辻委員長 ほかに御発言はございま

すか。——御発言がなければ、本日

はこの程度で散会いたします。なお次

会は明後二十五日午前十時から開会い

たします。参考人が呼んでございます

から、十時からつきりに始めたいと思

ますので、どうか奮つて御出席を願い

ます。

午後零時八分散会

昭和二十四年五月二十四日印刷

昭和二十四年五月二十五日發行

衆議院事務局 印刷者 印 刷 局